

仕 様 書

1. 業 務 名 長府駅前交差点横住宅兼店舗解体撤去業務
2. 業務概要 建物の解体撤去及び解体後更地の整地及び外構整備
3. 業務場所 下関市長府松小田東町3番32号
4. 履行期間 契約締結日 から 令和8年9月30日 まで
5. 解体撤去対象物
別図1のとおり
なお、解体前アスベスト調査において土間タイル及び店舗、大便所、小便所のビニル巾木にアスベスト含有建材が確認されている。
(※別添 住宅兼店舗(旧理髪店)アスベスト分析調査業務 報告書 参照)
6. 解体場所における諸条件
 - (1) 解体作業時及び作業終了後も安全対策は十分対応すること。また、重機による解体時は騒音・振動等に留意し、近隣住民に迷惑をかけないようにすること。
 - (2) 作業により発生する粉塵等について、広範囲に飛散しないよう努めること。
 - (3) 仮設トイレ・休憩用テントなどの施設の提供はないため、必要がある場合は、受託者にて準備すること。
なお、近隣施設(ボートレース下関本場、外向発売所)の使用は認めない。
 - (4) 廃材の仮置き、作業車の駐車等は別図1で示す敷地の範囲内のみで行うこと。
 - (5) 解体撤去完了後は、整地を行うこと。
7. 受託者の事前準備及び作業場の注意事項
 - (1) 事前準備
 - ①着手前に必ず業務実施場所の現地踏査を実施し、解体作業計画書を作成、提出し発注者の了承を得ること。
 - ②石綿作業主任者講習の受講者をもって現場指揮対応できる体制を整備すること。
 - ③法令を遵守し、解体作業において必要となる、各報告や届出を、発注者と協議の上、遅滞なく行うものとする。
 - (2) 連絡調整
 - ①解体作業を実施するにあたっては、方法、期間等の事項に関して、必要に応じて関係機関及び近隣住民へ周知を行うこと。
 - ②業務の履行中に近隣住民等から要望・意見等を受けた場合は、直ちに発注者へ報告すること。

(3) 作業実施

- ①各種法令に従うこと
- ②作業中に疑義が生じたとき、又は不測の事態が生じたときは、独断により行動することなく、直ちに発注者に報告し、その指示を受けること。
- ③廃材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第147号)」、「再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)」及び関係法令に基づき、受託者の責任において適切に処理すること。
- ④業務にて必要となる、水道、電気等は受託者にて準備すること。

(4) 環境整備・安全対策等

- ①業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及び労働基準法、その他関係法令を遵守し、必要に応じて作業の安全を確保するために、安全対策設備等を設置すること。
- ②作業範囲及びその周辺にみだりに人が立ち入らないようにし、安全措置を講じること。また、実施場所隣接地を通行する者の安全に配慮すること。
- ③環境整備として、廃材や排土の飛散流出対策、仮設トイレ等の臭害対策、作業場所内の整理整頓等の措置を講じること。
- ④解体作業名・作業予定期間・連絡先等を明記した看板を設置すること。

8. 業務完了後提出書類

- (1) 業務写真 1部
- (2) マニフェスト 1部
- (3) 業務完了報告書 1部

9. 注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (4) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2「特記仕様書(環境編簡易)」のとおりとする。
- (5) 業務のうち、下関暴力団排除条例による措置については、別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。